第2部 本編

警察の組織と 公安委員会制度

第1節 警察の組織

第2節 公安委員会の活動







警察の組織

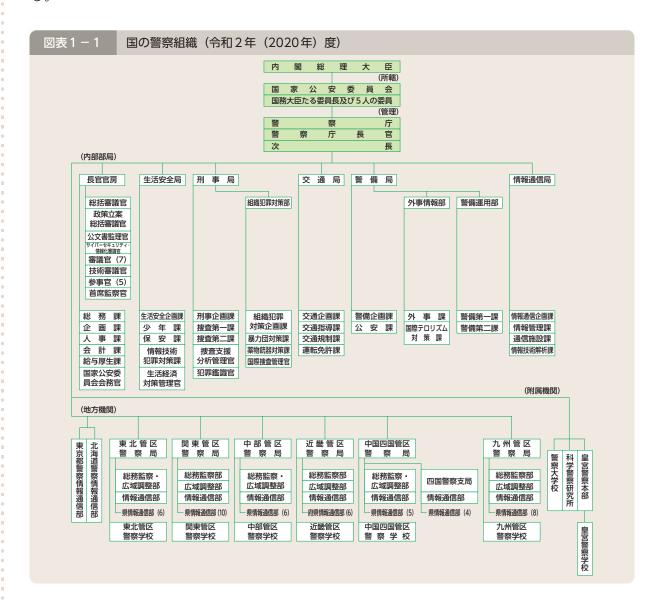
第節

(1) 公安委員会制度

公安委員会は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の目的で導入された合議制の行政委員会であり、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。国家公安委員会委員長には、治安に対する内閣の行政責任の明確化を図るため、国務大臣が充てられている。

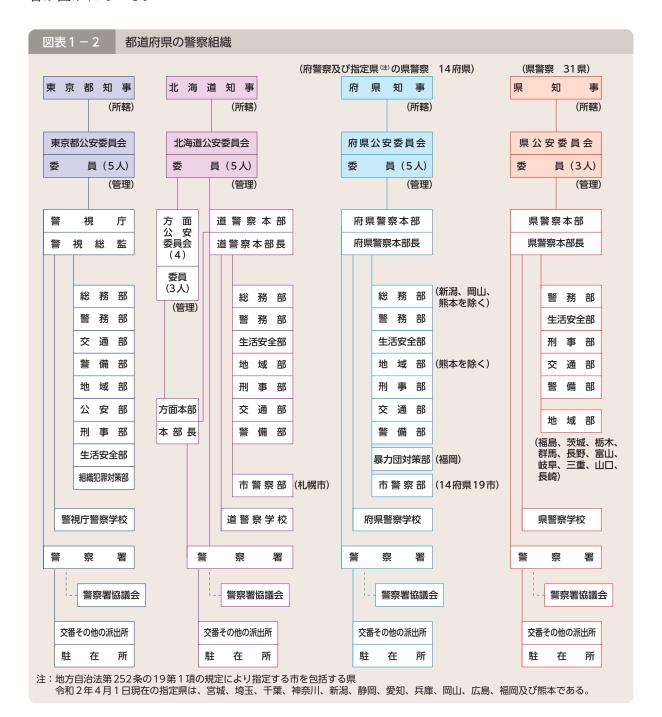
(2) 国の警察組織

執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教育訓練、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。



(3) 都道府県の警察組織

令和2年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,153の警察 署が置かれている。



第 2 節

公安委員会の活動

(1) 国家公安委員会

1 組織

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されている。委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

図表1-3 国家公安委員会の構成(令和2年(2020年)6月1日現在)

委	員 長	武	Ħ	良	太	国務大臣、衆議院議員
委	員	木	村	惠	司	会社特別顧問
委	員	安	藤	裕	子	元裁判官
委	員	小	Ħ		尚	元会社役員
委	員	櫻	井	敬	子	大学教授
委	員	横	畠	裕	介	元内閣法制局長官

2 活動

国家公安委員会で は、国家公安委員会 規則の制定、警察庁 長官や地方警務官(注1) の任命、監察の指示、 交通安全業務計画や 防災業務計画の策定 等、警察法やその他 の法律に基づきその 権限に属させられた 事務を行うほか、警 察庁が担う警察制度 の企画立案や予算、 国の公安に関する事 案、警察官の教育、 警察行政に関する調



国家公安委員会の定例会議

整等の事務について警察運営の大綱方針を示し、警察庁を管理している。

国家公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するものとしている。また、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うことなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。このような活動の状況については、ウェブサイト(注2)で紹介している。

注1:都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

2: https://www.npsc.go.jp/

CASE ()

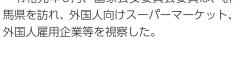
令和元年12月、国家公安委員会委員長は、 特殊詐欺被害防止に関するイベントに出席し、 挨拶した。



イベントで挨拶する国家公安委員会委員長

CASE

令和元年6月、国家公安委員会委員は、群 馬県を訪れ、外国人向けスーパーマーケット、





外国人雇用企業を視察する国家公安委員会委員



令和元年7月、国家公安委員会委員は、岐 阜県を訪れ、岐阜県警察本部総合指揮室、通 信指令室、警察航空隊等を視察した。

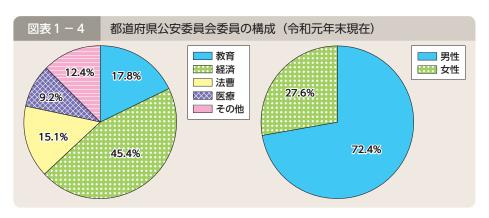


警察航空隊を視察する国家公安委員会委員

(2) 都道府県公安委員会

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び指定県では5人、それ以外の県 及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が

都道府県議会の同意 を得て任命する。た だし、道、府及び指 定県の場合は、委員 のうち2人の任命は 当該道、府及び県が 包括する指定市の市 長がその市議会の同 意を得て推薦した者 について行う。



2 活動

都道府県公安委員会は、 運転免許、交通規制、犯 罪被害者等給付金の裁定、 古物営業等の各種営業の 監督等、国民生活に関わ りのある数多くの行政事 務を処理するとともに、 管内における事件、事故 及び災害の発生状況等を 踏まえた警察の取組、組 織や人事管理の状況等に ついて、定例会議の場等



北海道公安委員会のウェブサイト

で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。 都道府県公安委員会は、おおむね月3回ないし4回の定例会議を開催するほか、警察署協議 会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と 警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介し ている。

CASE 🗘

令和元年5月、鹿児島県公安委員会委員は、同県教育委員会と通学路の安全対策について意見交換を行い、「登下校時の子供の安全確保に関する共同メッセージ」を発信した。



鹿児島県教育委員会と意見交換する鹿児島県公安委員会委員



令和元年6月、青森県公安委員会委員は、 第14回金融・世界経済に関する首脳会合 (以下「G20大阪サミット」という。) 等警 備に向けて実施された警備訓練を視察し た。

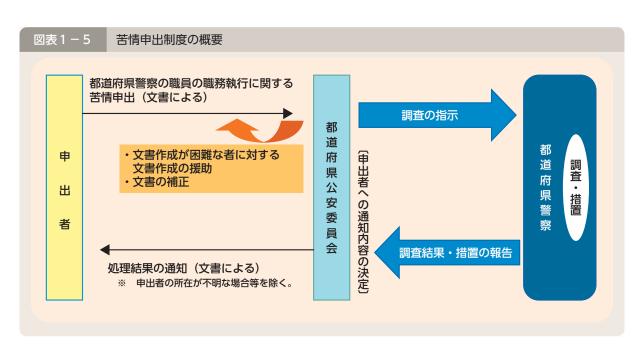


警備訓練を視察する青森県公安委員会委員

(3) 苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。令和元年中は、全国の都道府県公安委員会において888件の苦情を受理した。

なお、警察本部長や警察署長に対して申出があったものなど、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情でこの制度によらない申出についても、処理の結果を申出者に通知するなどの対応を行っている。



また、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道 府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示 をすることができる。

(4) 公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相 互に独立した機関であるが、その職務の性質から、 常に緊密な連携を保つため、各種の連絡会議を開 催している。令和元年中は、国家公安委員会と全 国の都道府県公安委員会との連絡会議を2回開催 し、「公正な職務執行と人権」、「犯罪の防止につな がる各種機能の効果的連携」、「サイバー空間の安 全の確保 | 等をテーマに意見交換を行った。

また、各管区及び北海道において、管内の府県 公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会



全国公安委員会連絡会議

相互の連絡会議が合計9回開催され、国家公安委員会委員も出席し、各道府県の治安情勢やそ れぞれの取組についての報告や意見交換が行われた。さらに、都道府県公安委員会相互間の意 見交換が行われるとともに、都、道、府及び指定県の公安委員会相互の連絡会議が開催された。



令和元年10月、広島市において、中国 四国管区内公安委員会連絡会議が開催され、 中国四国管区内各県の公安委員会委員、国 家公安委員会委員等が出席した。同会議で は、高齢者の交通事故防止対策等の各県の 取組について報告をし、意見交換を行った。



中国四国管区内公安委員会連絡会議

公安委員となって見えてきたこと

奈良県公安委員会委員

島本 太香子

委員就任 平成30年10月23日

1 はじめに気付いた共通点

平成30年秋に公安委員にとのお話をいただきました時、私がそれまで歩いてきたのとは全く違う世界と出会うことに、期待とともに非常に強い緊張を覚えました。私は産婦人科医師です。病院での診療や府県の保健医療行政の仕事を通じて、警察関係者の方々と接する経験はありましたが、警察組織は私にとって、一般人が警察に抱くであろうイメージと同じ「堅くて近寄り難い」未知の世界でした。

ところが、初めて公安委員会に出席して、これまで私が生きてきた世界と警察の共通点に気が付きました。それはどちらも「人のいのちを守ること」を目的としているということでした。実際に一緒に仕事をして警察関係者の揺るぎない人間への親愛と信念に触れて、「堅くて近寄り難い」イメージは、実は人のいのちを守るための「厳しさ」と「強さ」を示しているのだと私は理解しました。そしてその堅実さに、私たち県民の日常が犯罪や事故から守られていることを再認識しました。



さらに気付いた共通点は、科学的、予防的な視点です。医療には科学的根拠が求められ、また疾病の発生要因の研究が進み、 発病後の対症療法に対して、疾病を予防する「予防医学」の考え方が重要となっています。それに対して、警察について私は、 理屈抜きの何よりも精神論を重んじる傾向があるものと勝手なイメージを持っていたのです。しかし、犯罪や事故について、実 情の把握のためのデータ収集は綿密にかつ体系的に行われ、人間工学に基づいた科学的な分析と考察から事故防止や犯罪抑止の 方策が決定されていることを知り、私は警察の取組姿勢にとても共感を覚え、これまでの自分の思考パターンをいかしてお役に 立てるのではないか、と考え公安委員会の仕事に臨み始めました。

2 奈良という地の独自性を再認識

大学や仕事のため他府県で過ごすこともありましたが、奈良は私の生まれた場所であり、生活の基盤の土地です。ですから奈良についてはよく知っているつもりであったのに、公安委員となってから、新しく認識することが多くあることに驚いています。

その一つは、奈良の多様性です。奈良は1,300年の歴史があり文化財等の保護されるべき過去の時間と、現在ここに生きている県民の日常、さらには国内及び外国からの観光客の非日常が混在しています(世界遺産の寺社、県警本部や県庁のある奈良公園周辺は野生動物である鹿の生活圏でもあります。)。このように様々な次元での「多様性」が共存する場所で、安全と安心を確保するには、非常に細やかで、かつ多角的な目線が必要とされるということを、改めて認識しています。

もう一つは、奈良の地勢への再認識です。先日、県警へリコプター「あすか」から県内全域を視察する機会がありました。平成23年に発生した紀伊半島大水害の現場をこの目で確認して、私は規模の大きさに衝撃を受けただけでなく、これまで県の半分以上を占める南部の山間部を訪れる機会がなかった自分の奈良県全体の地勢に対する認識不足を痛感しました。私たちは自分の目で見えるものしか実感を持って認識できないものだ、と思い知りました。また、車ならば数時間を要する地域に十数分で移動できるヘリコプターの有用性・機動性を知りました。災害時等において現地の状況を迅速に把握し、カメラで対策本部と共有し方策を立てるために欠かせない存在で、人が容易に近づけない場所に素早く到達できることから、山岳事故等の山間部での緊急対応で重要な役割を実質的に担うと知りました。私は奈良県全体の課題を議論する際には、この経験を常に胸に持っていようと思います。

3 奈良県の安全と安心の確保のために

奈良県警察運営指針は「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」であり、目指すのは「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」です。「しなやかさ」とは、先に述べた多様性や社会の動きに敏感に対応し自ら改革していく柔軟性で、それに対して「強さ」は変わらずに貫くべき警察の本来の力を発揮するということでしょう。変わっていくべき面と変えてはいけない面という二つの相対する姿勢を的確に両立させる警察のプロ意識を頼もしく思っています。令和へと元号が変わることに伴う警衛等、奈良ならではの行事が、緻密さと一体感のある警察活動に支えられていることにも感銘を受けました。今後はこれらの県民を守る警察活動を、世代に応じた方法で見えるようにすることで、安心をより実感できる奈良が実現するのではと感じています。私の認識の変化のように、「堅くて近寄り難い」イメージを払拭し、「強くて科学的で頼れる」警察の実像が地域でさらに理解されるようになることを望みます。

また、県と警察が一体となって平成29年4月に策定した「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」の実現のためにも積極的に、特に子供や女性に関わる関係機関との相互理解と連携を図っていただくことを望みます。

奈良県では女性として初めて公安委員となりました。私に与えられた役割とは何なのか、これからも一生懸命考えていこうと思います。警察の「強さ」に守られる側の視点、そして私がこれまでの仕事や生活で出会った女性や子供、その他あらゆる方々の思いを、私を通してお伝えしていくことで、「しなやかな」警察活動の一助となれればと考えています。

女性の活躍推進の面からは、警察の女性職員の方との意見交換会を通じて、健康で働きやすい職場づくりへの共通認識を進めたいと考えています。女性にとって働きやすい職場は男性にとっても働きやすい職場でありましょうし、誰もがその特性をいかして心身ともに健やかに活躍できる警察組織とはどのようなものか、これから一緒に考えていきたいと思っています。